

法律の概要

Q2

どのような物質が土壌汚染対策法の対象になっていますか？

土壌汚染対策法では以下に示す 25 種類の物質を特定有害物質として規定しており、法の規制の対象としています。特定有害物質は物性等に応じて三種類に区分されています。これは、物性等によって調査方法や対策方法が異なることによるものです。

特定有害物質は、2002(平成 14)年に土壌汚染対策法が制定されて以来、項目の追加その他の変更はありませんでしたが、2014(平成 26)年より土壌制度専門委員会において項目の追加や基準値の変更が検討され始めています(Q6参照)。

一方、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法が設けられていることから、土壌汚染対策法の特定有害物質とはされておりません。また、鉱油類は日本の環境法規では有害物質ではなく生活環境上の支障とされています。土壌汚染対策法は生活環境の保全を目的としていないことから、鉱油類は同法の特有有害物質とされておりません。ただし、一部の鉱油類についてはベンゼンを含んでいます。また、過去にアンチノック剤として鉛化合物が添加されていた時期があるものもあるので、注意が必要です。

第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	シマジン チオベンカルブ チウラム ポリ塩化ビフェニル 有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)